

新型コロナウイルス感染症と 診断された皆様へ

本県では、国の通知に基づき、届出対象でない方（下記①～④のいずれにも含まれない方）については、保健所からの個別連絡は行いません。そのため、療養上の注意事項など以下の事項について、以下のURLやQRコードから必ずご確認ください。

※下記届出対象の方は保健所よりお電話をいたします。

①65歳以上の者 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬（風邪薬等は対象となりません）の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 ④妊婦

療養上の注意 (https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00050.htm)

- ・特設サイトにて、療養上の注意事項を必ずご確認ください。
（自宅療養中の注意事項や支援内容などが記載されています。）
- ・療養解除基準を満たすまでは、自宅療養を行ってください。
- ・同居家族については原則、濃厚接触者となります。



療養上の注意はこちら（↑）
（三重県特設サイト）

療養期間について (<https://logoform.jp/form/8vMX/131785>)

- ・有症状の方は発症日（症状が出現した日）を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。
 - ・無症状の方は、検体採取日を0日目として7日間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。なお、5日目に抗原定性検査キットにて陰性を確認した場合には、6日目に解除が可能となります。
- ※入院した場合など、一部異なることがあります。



療養期間の確認はこちら（↑）

自宅療養中のご相談について

- ・療養期間中に症状が悪化した場合は、かかりつけの医療機関や療養者支援相談窓口へご相談ください。

療養者支援相談窓口	開設時間	8:30～17:15（土・日・祝含む）	
	電話	059-224-2750	FAX 050-3535-9115
・健康状態に関するご相談 （17:15～翌8:30は 059-224-2644（夜間健康相談窓口）にて対応します。）			
・各種支援（パルスオキシメーター貸与・回収、食料品配布）に関するご相談			
・宿泊療養に関するご相談 （各種支援や宿泊療養に関する情報は特設サイトでもご確認ください。）			

※濃厚接触者の方はお住まいの地域によってお問い合わせ先が異なります。詳細は特設サイトをご確認ください。